

## EU議長国、欧州単一特許及び統一特許裁判所の準備状況を公表

2013年11月21日

JETRO デュッセルドルフ事務所

EU議長国（リトアニア）は11月18日、欧州単一特許及び統一特許裁判所の準備状況に関する報告書を公表した。本報告書は、EU議長国の求めに応じて、欧州特許機構管理理事会特別委員会（Select Committee of Administrative Council of the European Patent Organisation）及び統一特許裁判所準備委員会（Preparatory Committee）が作成したもの。

特別委員会は、昨年12月に合意された単一特許規則（単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する2012年12月17日欧州議会及び理事会規則(EU) No 1257/2012）第9条(2)の規定に基づいて設置された委員会であり、単一特許の更新手数料の水準及び更新手数料の参加加盟国への配分割合を決定し、欧州特許庁によって行われる単一特許の管理業務を統治・監視する。議長はベルギーの Jérôme Debrulle 氏。

報告書によると、特別委員会は現在、単一特許保護に関する実施細則<sup>1</sup>の策定に取り組んでいるところ。また、財政・予算面の議論（更新手数料とその配分割合）については、統計及び財政情報が示されたところであり、具体的な提案に基づく議論は2014年の初めに開始される予定としている。特別委員会の作業は2014年6月までに完了する予定である。

一方、統一特許裁判所準備委員会は、統一特許裁判所の署名国の代表者によって構成される委員会であり、統一特許裁判所が円滑に運用開始できるよう準備を行うもの。議長はオランダの Paul van Beukering 氏。法的枠組、財政、情報技術（IT）、施設、及び人材・研修の5つの作業部会に分かれて準備が進められている。

報告書によると、2015年の早い時期に裁判所の運用を開始する目標へ向けて準備が進められている。統一特許裁判所手続規則の草案については、意見募集に対して100を超える意見が提出されたところであり、2014年夏までに手続規則を採択する予定としている。また、判事候補者の公募が11月15日に締め切られたことにも触れられている。なお、裁判所手数料の決定時期については言及されていない。

---

<sup>1</sup> 単一特許の請求手続、ライセンス・オブ・ライトの申請手続、更新手数料の支払手続、登録原簿への登録等について規定する。

－欧州単一効特許及び統一特許裁判所の準備状況に関する報告書は，以下参照－

[European Patent with Unitary Effect and Unified Patent Court – Information from the Presidency and Preparatory and Select Committee -](#)

－ 特別委員会のウェブサイトは，以下参照－

[Select Committee](#)

－ 統一特許裁判所準備委員会のウェブサイトは，以下参照－

[Unified Patent Court](#)

－欧州単一効特許及び統一特許裁判所の準備に関する欧州知的財産ニュースは，以下参照－

[欧州特許機構，欧州単一効特許に関する作業スケジュールを公表（2103年8月6日）（PDF）](#)  
[欧州統一特許裁判所準備委員会，統一特許裁判所判事候補の公募手続を開始（2103年9月24日）（PDF）](#)

(以上)